

事 務 連 絡

平成22年3月30日

各 

|         |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市  |
| 特 別 区   |

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

中国向け輸出水産食品の衛生証明書様式について

標記について、本日、別添のとおり各証明書発行機関の長あてに通知を発出したので、御了知願いたい。

食安監発０３３０第３号  
平成２２年３月３０日

各 証明書発行機関の長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国向け輸出水産食品の衛生証明書様式について

中国向け輸出水産食品については、「対中国輸出水産食品の取扱いについて」（平成２１年１１月１０日付け食安発１１１０第１号）（以下「中国向け輸出水産食品の取扱い通知」という。）に基づき、取り扱っているところです（鮮魚については、「中国向け輸出鮮魚の取扱いについて」（平成２２年１月２９日付け食安監発０１２９第２号）により平成２２年３月３１日まで従前の体制で衛生証明書を発行。）。

今般、下記の貨物を一括して輸出する場合にあっては、別添のとおり１枚の衛生証明書にリストを添付し対応することといたしましたので、平成２２年４月１日から発行される衛生証明書に適用するようお願いいたします。

なお、おって中国向け輸出水産食品の取扱い通知を改正する予定であることを申し添えます。

記

- １．魚種の異なる鮮魚及び冷凍魚（最終保管施設が同一のもの）
- ２．形態の異なる鮮魚及び冷凍魚（最終保管施設が同一のもの）
- ３．同一の登録施設及び同一の加工方法である加工品（原材料が異なるものも含む）